

ドイツ ハンブルク州における 死因究明制度の概要について (海外調査研究概要報告)

警察庁刑事局捜査第一課

ドイツ連邦共和国



面積 357,021km²

人口 8,100万人

16の連邦州からなる連邦制

ハンブルク
(Hamburg)



ハンブルク州



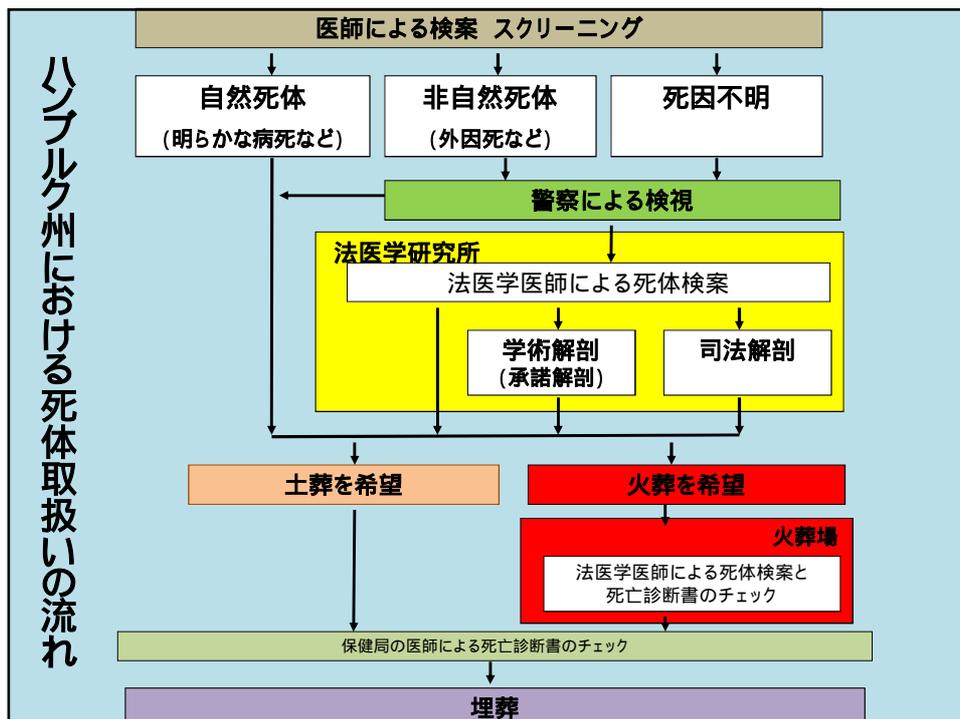
首都ベルリンに次ぐドイツ第2の都市

ベルリン市と同様に一市単独で連邦州を構成

面積 755km² (東京都23区617km²)

人口 174万人 (神戸市150万人、札幌市188万人)

法医学教室がある大学はハンブルク大学のみ



根拠法令

司法解剖 → 刑事訴訟法(連邦司法省所管)
 学術・承諾解剖 → ハンブルク死体解剖法(州保健省所管)

制度の特徴

異常死及び死因不明の約80%を法医学者が検案
 火葬される全死体を法医学者が再検案
 埋葬前の全死体の死亡診断書を医師がチェック
 医師が警察に届出すべき死体に法令上の定義なし
 解剖率

全死体の5.8%(2009年)
 (5.8% = 985(解剖数) / 17,001(全死体数))

(参考)日本の解剖率:1.4%

全異常死体の19.3%(2009年)
 (19.3% = 985(解剖数) / 5,114(異常死体数))

(参考)日本の異常死体解剖率:10.1%

ハンブルク州警察の概要

警察の概要

ハンブルク州全域を管轄 (州警察本部 1 警察署 24 署)

検視担当部署

死因究明課

・体制 13 人 (日勤常駐 1 人、勤務時間 16 時間の交替制勤務 12 人)

警察で行う検視関係捜査

医師からの通報に対し、所轄署の警察官が現場臨場し、現場保存の上、ハンブルク州警察死因究明課へ状況報告

署の警察官は、死因究明課の指示により、死亡場所、死体発見現場等の調査、家族等からの聴取に従事

犯罪死体等については、死因究明課員が直接現場に臨場する場合もある (臨場率約 4%)

司法解剖について、令状請求は検察官が行うが、実質的には警察官が法医学研究所の検案結果や法医学者の意見を踏まえ、要否について判断

国立ハンブルク大学法医学研究所の概要

組織・体制

・ 年間予算約 6 億円 (州文科省、連邦司法省)

ハンブルク大学病院の事業として、ハンブルク市以外の薬毒物鑑定、生体鑑定を実施。これにより得られた約 1 億 4,000 万円を研究所の運営費として利用。

・ 職員 55 人

・ 法医学部門 (死体の検案、解剖を担当)

(体制) 法医学者 13 人・解剖助手 8 人

(設備) 解剖台 5 台、遺体安置冷蔵庫 100 体分、CT 1 台

・ 薬毒物検査部門 (薬毒物検査を担当)

(体制) 毒性学者 [薬学] 3 人・医療、生物、化学技師 8 人、アルコール技師 2 人

24 時間体制で鑑定受付

(設備) ガスクロマトグラフ 7 台

解剖等実施状況

解剖実施状況

- ・ 1体に対して、上級解剖医1人、医師1人、助手1人が基本
(司法解剖の場合は必ず医師2人以上で解剖)
- ・ 解剖医1人当たり平均年間解剖数 約110体
- ・ 司法解剖1体あたり所要時間 2.5～5.0時間程度
- ・ 司法解剖費(連邦司法省) 1体約2万、3万、4万5,000円の3通り
- ・ 学術解剖費(州文科省) 1体約8万円
(遺族の要望による承諾解剖は遺族負担)

CT

- ・ 全解剖死体及び必要性を認めた検案死体に実施
(昨年実績1,300体)
- ・ 検案補助、解剖の精度を向上、裁判での証拠保全のために実施
- ・ 1体約4万5,000円(連邦司法省予算)

鑑定書(解剖報告書として作成)

- ・ 15～25ページで記載内容は我が国のものとほぼ同じ
- ・ CT所見入り、写真なしで、報告書提出まで約2週間を要する